

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

## 奈良県人事委員会規則第二号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人アジア太平洋観光交流センター」を「一般財団法人アジア太平洋観光交流センター」を「一般財団法人かがや

きホーム」に改める。

## 附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。